

物品供給単価契約書（案）

- 1 品名及び規格 国産米 1 等又は 2 等であり、令和 5 年度産から令和 6 年度産のいずれか又は混合させた精白米 10kg（納品日 1 ヶ月以内に精白したもの）。
- 2 契約単価金額 金 円（消費税及び地方消費税を除く。）
※配送用段ボール箱代、箱詰め作業人経費も含む
- 3 納入期限 契約日から令和 7 年 10 月 31 日まで
- 4 納入場所 受注者の保管庫等
- 5 契約保証金 奈良市契約規則第 23 条第 2 項第 3 号の規定により免除とする。

奈良市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）
とは、頭書の物品（以下「物品」という。）について上記事項及び次の条項により物品供給単価
契約を締結し、仕様書、図面等に従い、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有
する。

年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者

(総則)

第1条 受注者は、契約期間中発注者の発注があるごとに、その都度指定する期日までに発注者の検査を受けたうえ頭書記載の物品を納入するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(検査及び引渡し等)

第4条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による納品書を受領したときは、受注者の立会いを求めて検査を行わなければならない。

3 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合において、前2項の規定を準用する。

4 検査に合格したときは、発注者は、その物品の引渡しを受けるものとする。

5 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第5条 前条第4項の引渡しを受ける前に生じた物品の亡失、損傷等は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 納入された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という）である場合は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、発注者は、その指定する方法による追完を請求することができる。

2 前項の場合において、民法（明治29年法律第89号）第562条第1項ただし書の規定は、適用しない。

3 発注者は、第1項に規定する場合において、その選択により同項の追完を請求することなく、かつ、催告なしに、売買代金の減額を請求することができる。

4 発注者は、種類又は品質に関する契約不適合がある場合は、引渡しの完了後1年以内に通知するものとする。

(代金の支払い)

第7条 発注者は、検査が完了し、物品の引渡しを受けた後、受注者からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、代金を支払うものとする。（消費税及び地方消費税の合計額を加算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(納入期限の延長)

第8条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限内に、物品を納入することができないときは、遅延なく、その理由及び延長日数等を記載した文書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行遅滞に対する損害金等)

第9条 受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入できないときは、受注者は、発注者に対して損害金を支払うものとする。ただし、次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の損害金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約単価に当該遅滞物品の数量を乗じて得た額に対し、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された率）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第7条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅延日数に応じ、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第 10 条 発注者は、必要があるときは、契約内容を変更し、又は物品の納入を中止することができる。この場合において、契約単価又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第 11 条 契約の締結後において、経済事情の変動その他の予期することのできない特別の事情により契約単価が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約単価を変更することができる。

(発注者の催告による解除等)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、納入期限又は変更納入期限内に物品を完納しないとき。
- (2) 検査又は監督に際し、発注者の指示に従わないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約単価に予定数量を乗じて得た額の 10 分の 1 に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、既納物品があるときは、発注者は、その代価を支払って、当該物品の全部又は一部をその所有とすることができる。

(発注者の催告によらない解除等)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 6 条第 1 項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

- (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 2 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (8) 受注者が、第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しく

は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく検査若しくは監督に際し発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) 物品の完納が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(12) 物品の完納を拒絶する意思を明確に示したとき。

(13) 物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に示した場合又は物品の一部の納入が不能である場合において、既に納入された物品のみでは契約の目的を達することができないとき。

(14) 特定の日時又は一定の期間内に物品を納入しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に納入しないとき。

(15) 前各号に掲げる場合のほか、物品の納入その他の債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。

2 次の掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 一部の納品が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(2) 物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

5 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合
同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合
同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合
同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除等）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告によらない解除等）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者は、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により、契約単価に予定数量を乗じて得た額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものである

ときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第19条 受注者は、この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）を遵守しなければならない。

2 この契約について、疑義があるとき及びこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。